

成年後見制度

【温かな身上監護&厳正な財産管理】

これが私達の使命です。



公益社団法人 家庭問題情報センター

千葉ファミリー相談室

〒260-0013

千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル3階

電話・FAX 043(227)4716

ホームページ <http://www.fpic-chiba.com>

千葉ファミリー相談室のご紹介

当相談室は、元家庭裁判所調査官、家庭裁判所調停委員経験者、臨床心理士、スクールカウンセラー、社会保険労務士等、豊富な専門知識と経験を持つスタッフが70名以上在籍しています。

さらに、当相談室の顧問として、弁護士、大学教授、医師等が活動を支援しています。

長年に亘り、夫婦関係、離婚、子育て、親族・対人関係等のご相談を受け、問題解決の支援を行ってきました。

平成8年から成年後見活動を開始し、現在、数多くの法定後見を受任しています。これらの経験を生かし、成年後見受任法人として皆様のご期待に沿えるよう、誠意をもって対応いたします。

お気軽にご相談ください。



成年後見制度とは

認知症や精神障害・知的障害等の障害のため判断能力が不十分な人の「生活」や「財産管理」、様々な「権利」を支援する制度です。

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。



法定後見制度

既に本人の判断能力が不十分になっている場合に申立により家庭裁判所が成年後見人を選任する制度です。

判断能力に応じて3つの制度(後見、保佐、補助)に分かれます



任意後見制度

将来判断能力が不十分になった時に備え、予め自分で決めた任意後見人が支援する支援内容を公正証書で決めておく制度です。

本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任した後に後見が開始します。



法定後見制度手続きの流れ

【申立】 本人の住所地の家庭裁判所へ申立をします。



本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長等が後見開始の申立をすることが出来ます。

【審判】 家庭裁判所において調査、鑑定、審理等を経て審判が確定し、最も適任と思われる人が後見人として選任されます。確定と同時に東京法務局に登記されます。



【後見開始】 成年後見人等が審判書を受領してから2週間以内に不服申立が無ければ審判は確定し後見等が開始します。



【後見終了】 本人が亡くなった時や、本人の判断能力が回復した時に後見は終了します。



後見人の仕事

身上監護

- 心身の状況及び生活の状況の見守り
- 施設等への入退所に関する契約
- 要介護・要支援認定の申請
- 介護保険・介護サービス、入院等の契約
- 施設の費用の支払い
- 健康診断、検査等の同意



財産管理

- 金融機関との取引
(口座開設、入出金、解約等)
- 収入(年金、給与、助成金、保険等)及び支出(公共料金、施設利用料、入院費、保険料等)の管理
- 遺産の相続・放棄手続、不動産等重要な財産の管理・保存・処分
- 郵便物の管理



【成年後見制度の利用をご希望される方へ】

1. 千葉ファミリー相談室にお電話ください。
043-227-4716
2. 折り返し当相談室からお電話し、ご相談日の調整を致します。
3. ご本人に面談し、成年後見制度の仕組み等を丁寧に説明しご支援します。



法人による後見だから、安心です

当相談室では、成年後見を、法人としてお引受いたします。

法人後見には、次のようなメリットがあります。

- 財産管理では厳格な内部監査システムを実施しています。
- 長期にわたる後見活動に対応できます。
- 法人として、あなたの生涯を責任を持って見守り支えます。